



## Ⅶ 役員等の義務と責任

### 1. 役員等と法人の関係

#### 1) 民法の委任に関する関係

- 社会福祉法人と理事、監事、評議員および会計監査人との関係は委任に関する規定(民法643)に従う(法38)。
- 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う(民法644)。  
一般「善管注意義務」と呼ばれているこの注意義務は、「自己の財産に於けると同一の注意」(民法659、無償寄託物の保管)では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指すと解されている。

## 2. 理事の義務

理事には上記の受任者としての義務のほか次の義務がある。

### 1) 忠実義務

法令・定款を遵守し、社会福祉法人の為に忠実にその職務を執行する義務(法45の16①)

### 2) 競業禁止及び利益相反取引の制限

次の場合には理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない(法45の16④、一般法人法84)

(1) 理事が自己または第三者のために、当該社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき(競業)

(2) 理事が自己または第三者のために、当該社会福祉法人と取引をしようとするとき(自己取引)

(3) 当該社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当該社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき(利益相反取引)

### 3) 監事への報告義務

当該社会福祉法人に回復することができない損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合直ちに監事に報告しなければならない(法45の16④、一般法人法85)

# 役員・評議員等の義務及び法人との関係

社会福祉法人

委任関係

**評議員**

善管注意義務

**理事**

善管注意義務・忠実義務  
競業避止義務・利益相反取引等制限

**監事**

善管注意義務

**会計監査人**

善管注意義務



### 3. 役員等の損害賠償責任

#### 1) 法人に生じた損害の賠償責任

##### (1) 損害賠償責任の発生（法45の20①）

- ・理事、監事、会計監査人（役員等）および評議員はその任務を怠ったとき（任務懈怠）は、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・理事の場合は、これに加えて理事に課せられている忠実義務や競業避止及び自己取引や利益相反取引の制限規定に違反した場合が含まれる。

##### (2) 連帯責任（法45の22）

社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う役員等又は評議員は、他の役員等又は評議員も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

### (3) 競業避止義務違反の場合の損害額

競業避止義務に違反した場合の損害額は当該取引によって理事または第三者が得た利益の額と推定される(法45の20②)

### (4) 利益相反取引の制限規定に違反した場合

・自己取引、利益相反取引の制限規定に違反し、損害が生じた場合、次の理事は任務を怠ったと推定される(法45の20③)

①当該取引を行った理事

②当該取引を決定した理事

③当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

・自己のために利益相反取引をした理事の責任は、任務懈怠が当該理事の責めに帰することができない事由であっても免れることはできない(法45の20④、一般法人法116)

## 2) 損害賠償責任の免除

### (1) 免除（法45の20④、一般法人法112）


- ・総評議員の同意がなければ役員等および評議員について、損害賠償責任の免除はできない。

### (2) 評議員会決議による一部免除（法45の20④、一般法人法113）

- ・役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、当該役員等が職務執行の対価として受けるべき財産上の利益の1年当たりの額に、下記の数を乗じた額（最低責任限度額）を超える額について、評議員会の特別決議（議決に加われる評議員の3分の2）により免除することができる。

（理事長） 6      （業務を執行する理事） 4      （その他の理事・監事・会計監査人） 2

- ・一部免除の議案を提出する場合、責任の原因となった事実その他の詳細を評議員会に開示すること、監事全員の同意を得ることが必要である。
- ・決議後における退職慰労金等の支給について評議員会の承認を得ることが必要である。



(3) 定款の規定に基づく理事会決議による一部免除】  
(法45の20④、一般法人法114)

- 役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、事実の内容その他の状況を勘案し特に必要と認めるときは、評議員会の免除額(最低責任限度額を超える額)を限度として、理事会の決議によって免除することができる旨を定款で規定することができる。
- この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、または定款の定めにより責任の一部免除の議案を理事会に提出する場合は監事の同意が必要。
- 役員等の責任の一部免除決議があった場合、評議員に対し異議があれば申し立てるよう通知し、総評議員の10分の1以上の異議があれば、免除してはならない。



#### (4) 責任限定契約による一部免除（法45の20④、一般法人法115）

- ・理事（理事長、業務執行理事、業務を執行した理事、使用人兼務でない理事）、監事および会計監査人（非業務執行理事等）が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任について、定款であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約（責任限定契約）を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。
- ・理事と責任限定契約を結ぶことのできるとする定款の変更の議案を評議員会に提出するときは、監事の同意を得なければならない。
- ・非業務執行理事等の任務懈怠により法人が損害を受けたことを知った場合、その後最初の評議員会において、責任の原因となった事実、その他の詳細を開示すること。
- ・責任限定契約により賠償責任額の一部を免除された非業務執行理事等にその後退職慰労金等を支給する場合は評議員会の承認を得なければならない。



### 3) 役員等・評議員の第三者に対する損害賠償責任（法45の21）

- ・役員等又は評議員がその職務を行うにつき、悪意または重過失により第三者に損害を与えたときは損害を賠償する責任を負う。
- ・次の者が下記の行為をするときも同様の責任を負う。ただし、その者が当該行為を行うにつき注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではない。

（理事）

- ①計算書類、事業報告、これらの付属明細書の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録
- ②虚偽の登記
- ③虚偽の公告

（監事）

監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

（会計監査人）

会計監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

## 損害賠償責任の免除

債権者	債務者	損害賠償責任の対象となる行為	免除できる場合
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事</li> <li>・ 監事</li> <li>・ 評議員</li> <li>・ 会計監査人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任務懈怠</li> <li>・ 理事の場合は、 下記は任務怠慢と推定される</li> <li>①自己取引、利益相反取引をした理事</li> <li>②当該取引を決定した理事</li> <li>③理事会で賛成した理事</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 免除               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総評議員同意</li> </ul> </li> <li>2. 一部免除（評議員を除く） 善意・無重大過失の場合に限る               <ol style="list-style-type: none"> <li>①評議員会決議による一部免除</li> <li>②理事会決議による一部免除（要定款規定）</li> <li>③非業務執行理事、監事、会計監査人について責任限定契約（要定款規定）</li> </ol> </li> </ol>
第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事</li> <li>・ 監事</li> <li>・ 評議員</li> <li>・ 会計監査人</li> </ul>	職務を行うについて悪意または重大過失があった場合	なし (役員損害賠償責任保険の対象となり得る。会計監査人適用外)

# Ⅷ 社会福祉充実計画について

## 1 制度の趣旨

一部の社会福祉法人が利益を蓄積し過大な内部留保を保有しているとの批判があった。公益法人では一定の計算方法により超過した財産額を「遊休財産」とし、保有を違反とする公益認定・遵守基準を定めている。

社会福祉充実計画はこれを一步進めて、超過した財産を、既存又は新規の社会福祉事業や公益事業に積極的に再投下することを義務づけけるもの(法55の2)

## 2 社会福祉充実計画の策定

### 1) 超過額（社会福祉充実残額）の計算(法55の2①)

社会福祉充実残額 = 純資産(資産 - 負債) - 控除対象財産(事業継続に必要な額) = 再投下対象財産

事業継続に必要な額 = ① + ② + ③

- ① 社会福祉事業、公益事業、収益事業の実施に必要な財産
- ② ①の財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産
- ③ 翌事業年度において①の事業実施のため最低限必要となる運転資金(則6の14)

## 2) 社会福祉充実事業の選定(法55の2④)

次の順位で検討し、対象事業を企画選定する。

- ①社会福祉事業又は公益事業(小規模施設であるため、法律上の社会福祉事業に該当しない社会福祉類似事業)
- ②地域公益事業(日常生活又は社会生活上の支援を要する事業地域の住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業)
- ③公益事業

## 3) 計画の策定手続き

- ①事業費及び社会福祉充実残額の算定に当たり公認会計士、税理士、監査法人、又は税理士法人の意見を聴かなければならない(法55の2⑤)
- ②地域公益事業を行う場合には、その内容・需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない(法55の2⑥)
- ③評議員会の承認を受ける(法55の2⑦)
- ④対象事業の規模内容、事業区域、事業費、実施期間などを記載した所定の様式により、申請書を所轄庁に提出し承認を受ける(法55の2①②③⑨)
- ⑤社会福祉充実計画の変更を行う場合についても、軽微な変更を行う場合を除き、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと(法55の3)

### 3 社会福祉充実残額の計算

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－ (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」) + ③「再取得に必要な財産」+ ④「必要な運転資金」)

①活用可能な財産	資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金
②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額－対応基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債
③再取得に必要な財産	【ア 将来の建替に必要な費用】 (建物に係る減価償却累計額×建設単価等上昇率) ×一般的な自己資金比率 【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】 + (建物に係る減価償却累計額×一般的な大規模修繕費用割合) －過去の大規模修繕に係る実績額 【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】 + 減価償却の対象となる建物以外の固定資産 (②において財産目録で特定したものに限り。) に係る減価償却累計額の合計額
④必要な運転資金	年間事業活動支出の3月分 (特例要件に該当する場合は1年分)

### 【社会福祉充実残額が少額の場合】

◆計算の結果、最終的に1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨て社会福祉充実残額が0円となり、社会福祉充実計画の策定は不要。

◆1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、社会福祉充実事業を行うことが必要であるが、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができる。

### 【事業用土地・建物を自己所有していない法人の「必要な運転資金」】

年間事業活動支出の1年分を控除できる。

### 【社会福祉充実計画の実施期間】

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。ただし、合理的な理由があると認められる場合にはその実施期間を10か年度以内とすることができること。



# Ⅸ 事業運営の透明性と情報公開

## 1 情報開示の必要性

社会福祉法人は福祉サービスを提供する高い公益性と非営利性を備えた法人であり、税制上の優遇措置を受けていることから、広く国民に対する説明責任を果たす必要がある。そのため事業や財務に関する情報提供義務が規定されている。

## 2 情報公開の内容

次のように公益法人と同等以上の徹底した内容、方法による開示が求められている。

- ・情報公開を受ける対象者に一般国民を加えたこと
- ・定款を始め事業の概要に関する詳細な報告書の開示を求めたこと  
(以上次頁参照)
- ・事務所閲覧・謄写だけでなく、定款、役員報酬基準、計算書類、役員等名簿、事業の概要に関する報告書等についてはインターネットによる開示を求めたこと  
ただし、所轄庁においてこれらの届出書類を公開したときは、法人によるインターネット公開をしたものとみなされる(法59の2、則10)

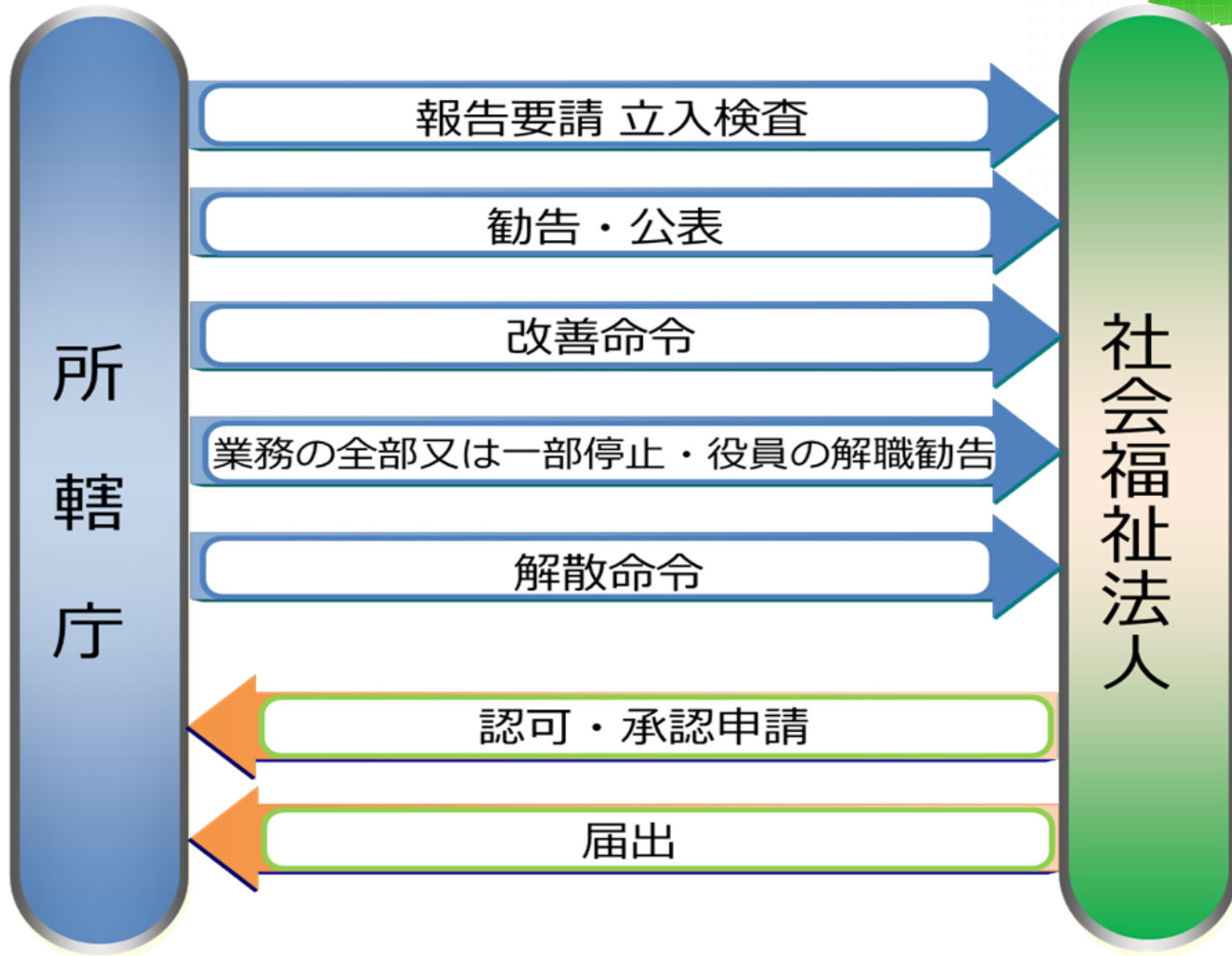


# 事務所備え置き書類一覧

なにを	どこで いつまで	誰に	どのような方法で
<u>定款</u>	事務所（主・従）備置(常時)	評議員、債権者、国民	閲覧・謄写 (国民は閲覧のみ)
評議員会議事録	事務所（主・写し従）備置き (主10、従5年)	評議員、債権者	閲覧・謄写
理事会議事録	事務所（主）備置 (10年)	評議員、 債権者（ただし裁判所 の許可必要、評議員は 不要）	閲覧・謄写
計算書類等（ <u>貸借対照表</u> 、 <u>収支計算書</u> 、 事業報告書及びこれらの附属明細書、 並びに監事の監査報告書、会計監査人 の監査報告書）	事務所（主・写し従）備置 (定時評議員会の2週間前の日 から主5、従3年)	評議員、債権者、国民	閲覧・謄写 (国民は閲覧のみ)
財産目録、 <u>役員等名簿</u> 、 <u>役員報酬等基 準</u> 、 <u>現況報告書</u> その他厚生労働省令 (則2の4)で定める事項を記載した 書類	事務所（主・写し従）備置 (毎会計年度終了後3か月以 内から主5、従3年)	評議員、債権者、国民	閲覧・謄写（国民は閲 覧のみ。（役員等名簿 は住所の除外可）
会計帳簿	事務所（主） 保存 (閉鎖から10年)	評議員	閲覧又は謄写

下線の書類はインターネットによる公表が規定されている書類

# X 所轄庁の監督等





報告要請・立入検査 (法56①)	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要な限度において業務若しくは財産の状況に関して報告をさせる。</li><li>・事務所その他の施設に立入り必要な限度において業務、財産の状況若しくは帳簿、書類の検査。</li></ul>
必要な措置の勧告 (法56④) 公表 (法56⑤)	法令、行政処分、定款に違反し若しくは運営が著しく適正を欠くとき、期限を定めて改善のための必要な措置の勧告。 期限内に従わなかった場合その旨を公表。
命令 (法56⑥)	正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合期限を定めて命令。
業務の全部又は一部停止 役員の解職勧告 (法56⑦)	命令に従わないときは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる又は役員の解職を勧告。
解散命令 (法56⑧)	行政庁の処分若しくは定款に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上その目的とする事業を行わないときは、解散を命令。

公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人の場合

事業停止命令  
(法57)

次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、所轄庁はその事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

国又は地方公共団体より補助金等の助成を受ける社会福祉法人の場合

厚生労働大臣又は地方  
公共団体の長の監督権限  
(法58)

(権限)

1. 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
2. 助成の目的に照らして、予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
3. 役員が法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

(処分)

全部または一部の返還命令

# 認可・承認申請事項及び届出事項

認可・承認事項		届出事項	
認可	・ 設立（法 3 1）	定期届出  （毎会計年度 終了後 3 か月 以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算書類等（法 5 9 一号） （貸借対照表、収支計算書、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告、会計監査報告）</li> <li>・ 財産目録等（法 5 9 二号） （役員等名簿、報酬等の基準、その他労働省令（第 2 条の 4 1）で規定する社会福祉充実計画の策定・進捗状況等 1 6 種類の書類）</li> </ul>
	・ 定款変更（法 4 5 の 3 6 ②） （軽微な変更を除く）		
	・ 解散（法 4 6 ②）		
	・ 吸収合併（法 5 0 ③）		
	・ 新設合併（法 5 4 の 6 ②）		
承認	・ 社会福祉充実計画 （法 5 5 の 2 ①）	都度届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽微な定款の変更 （法 4 5 の 3 6 ②、④、則 4）</li> <li>・ 軽微な社会福祉充実計画の変更（法 5 5 の 3 ①）</li> </ul>
	・ 同変更（法 5 5 の 3 ①） （軽微な変更を除く）		



# XI その他

## 1 清算

従来の清算に関する規定を大幅に拡充し、清算の開始原因、清算法人における機関の設置、清算人に関する事項、破産手続き、清算人の損害賠償責任、清算人会の運営、評議員の関与、財産目録その他計算書類、債務弁済、残余財産の帰属清算事務の終了等が41条文にわたって規定された。

## 2 合併

吸収合併及び新設合併について詳細な規定が設けられた。

## 3 罰則

評議員、理事、監事、会計監査人の背任行為、不当利得行為に対する刑罰及び法令上の手続き懈怠、虚偽などに対する過料が細かく規定された（次表）



## 法人の役員等を対象とする罰則（抄）

違反行為	罰則
A 自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、財産上の損害を加えたとき（法130の2）	7年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金
B 職務に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたとき（法130の3）	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金
C ・登記を怠った時 ・公告を怠り又は不正の公告をしたとき ・公開対象書類の閲覧謄写請求を拒んだとき ・定款、議事録、計算書類、事業報告等に記載すべき事項の不記載、虚偽の記載をしたとき ・事務所備え置き書類を備え置かなかった時 ・その他 （法133）	20万円以下の過料

Aは、評議員、理事、監事、B,Cは、評議員、理事、監事、会計監査人を対象